

城西大学・城西短期大学障がい学生支援に係る規程

決 定 日：平成 30 年 3 月 27 日
決定機関：学校法人城西大学理事会
(平成 29 年度 (城) 規程 第 9 号)

(目的)

第 1 条 本規程は、障害者基本法並びに障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律及びその他法令の定めに基づき、「城西大学・城西短期大学における障がいのある学生支援に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)に即し、障がいのある学生支援を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(対応)

第 2 条 障がいのある学生の支援に係る具体的な対応は、ガイドライン及び「障がいのある学生への差別の解消の推進に関する教職員対応要領」に基づき実施する。

(定義)

第 3 条 本規程において、「障がいのある学生」とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む。)その他の心身の機能の障がいがあり、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生をいう。

(責務)

第 4 条 学長は、障がいのある学生に対し不当な差別的取り扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、全学的な障がい学生支援を推進するための具体的な方策を講じなければならない。

2 研究科長及び学部長等は、障がいのある学生に対し不当な差別的取り扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、障がい学生支援委員会と協議のうえで具体的な支援を実施しなければならない。

3 教職員は、障がいのある学生に対し不当な差別的取り扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、障がい学生支援委員会が定めた具体的な支援の実施及び合理的配慮の提供に努めなければならない。

(支援の実施)

第 5 条 障がいある学生を支援するために、障がい学生支援委員会を設置する。

2 障がい学生支援委員会は、支援が円滑に行なわれるよう、関係各部署との調整を行なう。

3 障がい学生支援委員会に係る規程については別に定める。

(支援の申し出)

第 6 条 障がいのある学生は、入学前もしくは入学後のいずれの時期においても、修学に必要な支援の要請を申し出ることができる。

2 支援の申し出及び問い合わせは、学生支援部とする。

- 3 障がい学生支援委員は、学生の教育的ニーズと意思について十分な聴取を行なう。
- 4 聴取後、支援内容について建設的対話のもと合理的配慮の検討・調整を行い、障がい学生支援委員会に報告しなければならない。

(支援計画の策定)

第7条 障がい学生支援委員会は、学生の支援の申し出に対し、その教育的ニーズと意思を十分尊重した上で関係各部署と協議し、個別の支援計画を策定する。

個別の支援計画については、学長に報告した後、該当部署に通知し支援を開始する。

ただし、軽微な場合は、障がい学生支援委員会が策定し、委員長に報告した後、該当部署に通知し支援を開始する。

- 2 支援開始後も障がい学生支援委員会は、支援学生・支援教職員からの申し出により、支援内容の見直しや調整を行う。

(合意の形成)

第8条 支援計画は、当該学生の合意を得て決定する。

- 2 障がい学生支援委員会は、当該学生に対し支援計画について十分な説明の機会を設け、支援内容に係る共通理解及び合意の形成を図らなければならない。

(相談対応)

第9条 障がい学生支援委員会は、支援が円滑かつ継続的に行なわれるよう、障がいのある学生及び支援に当たる学生ボランティア等からの相談に的確に応じ、支援に係る課題の解決に努めなければならない。

(支援に係る事務)

第10条 支援に係る事務は、学生支援部、関係部署及び障がいのある学生が所属する学部事務室が行う。

(秘密保持義務)

第11条 障がい学生支援に従事する者又は支援に係る事務に従事していた者は、正当な理由なく、障がいのある学生及び障がい学生支援に関して知り得た個人情報を漏らしてはならない。

(その他)

第12条 本規程に定めるもののほか、障がい学生支援の実施に係る事項については、必要に応じて別に定めることができる。

附 則 (平成29年度(城)規程 第9号)

本規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年度(城)規程第6号)

この改正は、令和3年7月1日から施行する。

附 則 (令和6年度(城)規程第32号)

この改正は、令和6年4月1日から施行する。